

玄海町障害者活躍推進計画

機関名	玄海町
任命権者	玄海町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
玄海町における障害者雇用に関する課題	令和5年度においては、法定雇用率を達成していたが、該当者の退職等により令和6年度は、法定雇用率が未達成となっている。このため、法定雇用率達成に向けて積極的な採用活動を行っていく必要がある。
目 標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 （各年度）当該年度6月1日時点の法定雇用率以上 （参 考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.12% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標	なし ※障がい者である職員の定着状況を随時把握
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には3カ月以内に選任し、早急に必要となる講習を受講させる。 ○障がい者である職員の相談窓口を総務課に設置する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者である職員や今後の採用する障がい者の能力や、要望等を踏まえ、面談やアンケートを実施するなどし、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人材管理	
(1) 職務環境	○上司の面談や人事担当者による声掛け等を通して、障がい者である職員の状況や体調などを把握することで、継続的に必要な措置を講じ、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱を行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3) 働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	○本人希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。